

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の実績報告について

令和5年度9月30日までに神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に交付決定を受けたすべての医療機関におかれましては、交付要綱第12条（実績報告）に基づき、交付申請に係る実績報告等を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

1 提出書類（様式等は[県ウェブサイト](#)からダウンロード可能です。）

- (1) 連絡票
- (2) 第6号様式「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実績報告書」
- (3) 別紙5「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施実績」
- (4) 別紙6「事業の実施に要した経費精算額算出内訳（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」
- (5) 別紙6（1）～（15）（申請を行った事業に応じて提出）
- (6) 歳入歳出決算書抄本
- (7) 補助対象品目すべての請求書、納品書等の納品が確認できる資料（検収印があるもの）、その他各様式で求めている根拠資料等
※納品書及び納品が確認できる資料には、必ず担当者印、検収日、検収した旨を記載してください。
(参考) 物品購入に係る確認書類について
https://www.pref.kanagawa.jp/63541/r5_buxtupinnkounyuunikakarukakuninnsyo.pdf
- (8) 消毒経費集計表、個人防護具集計表
※消毒経費、個人防護具を申請した医療機関のみ
※集計表に担当者印、検収日、検収した旨を記載してください。
- (9) 外来対応医療機関確保事業に係る確認書
※（15）外来対応医療機関確保事業申請者のみ

※ 様式、記載例等（検索：神奈川県 緊急包括支援補助金）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/kininkyuuhoukatsushiennho.jokinn.html>

2 提出期限

令和5年10月10日（火）（消印有効）郵送で提出

3 留意事項

- (1) 実績報告に基づく補助金額の確定は、交付決定額の範囲内で行います。実績額が交付決定額を超えた場合でも、交付決定額を超える金額の支払いはできません。
- (2) 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となります。当該事業で購入した設備等は他の目的で使用する事が無いよう留意ください。また、当事業に関する書類、契約書、請求書等の証拠書類は、5年間保管してください。※交付要綱9条(1)ク参照
会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いします。
- (3) 審査の過程で、金額や内容の確認のため、追加の書類の提出を依頼することがあります。
- (4) (15)事業外来対応医療機関確保事業について、補助要件として少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行っていただく必要があります。1(9)のとおり、確認書を提出してください。

4 提出先

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 管理グループ交付金担当

問合せ先

医療危機対策本部室 管理グループ交付金担当

電話 045-285-0646

メール iryoukiki.setubi.3d38@pref.kanagawa.lg.jp